

## 鹿児島市児童相談所(仮称)什器等整備支援業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

本要領は、鹿児島市児童相談所（仮称）什器等整備支援業務（以下「本業務」という。）を委託するために行う、企画提案競技に必要な事項を定めたものである。

### 1 業務の名称

鹿児島市児童相談所（仮称）什器等整備支援業務

### 2 業務の目的及び内容

別紙「鹿児島市児童相談所（仮称）什器等整備支援業務委託仕様書」のとおり

### 3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

### 4 予算上限額（見積限度額）

6,315,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。

### 5 企画提案競技参加資格要件

本企画提案競技に参加することができる者は、次に掲げる資格要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされているものを除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) この企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 納期の到来している鹿児島市税（本市内に営業所等がないため本市に納税義務がない場合は、納税義務を有する市区町村において納期の到来している市区町村税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

- (8) 契約後、この委託業務を処理できる経営の状況にあること。
- (9) 令和3年4月以降に、国若しくは地方公共団体が発注する公共施設又は社会福祉法人等が発注する児童福祉法第7条の規定に基づく児童福祉施設における環境整備業務（レイアウトや什器整備計画の作成など本業務に類似する業務）を元請として完了した実績を有する者であること。

## 6 本企画提案競技に係る日程

内 容	日 時 等
告示	令和8年3月23日（月）
質問受付期限	〃 4月 2日（木）午後4時30分 （回答は随時市ホームページに掲載する。）
企画提案競技参加申込書提出期限	〃 4月 9日（木）午後4時30分
企画提案競技参加資格確認通知	〃 4月13日（月）まで
企画提案書提出期限	〃 4月24日（金）午後4時30分
プレゼンテーション審査	〃 5月12日（火）頃 [予定]
選定結果通知	〃 5月15日（金）頃 [予定]

## 7 参加申込方法

### (1) 提出書類

本企画提案競技への参加を申し込む者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 企画提案競技参加申込書（様式1）
- ② 法人概要（様式2）
- ③ 鹿児島市（本市内に営業所等がないため本市に納税義務がない場合は、納税義務を有する市区町村）発行の市（区町村）税に滞納がないことの証明書（告示日以降に発行されたもの。写し可。）
- ④ 税務署発行の消費税及び地方消費税における納税証明書（その3）（告示日以降に発行されたもの。写し可。）
- ⑤ 商業登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。写し可。）
- ⑥ 財務諸表（申請書を提出する直前2期分の貸借対照表、損益計算書の写し）
- ⑦ 資本関係又は人的関係のある法人に係る申告書（様式3）
- ⑧ 業務実績表（様式4）及び実績があることを証する書類

※ 鹿児島市業務委託等入札参加業者名簿に登録された業者は⑤～⑥の書類は不要。  
また、受託候補者が鹿児島市業務委託等入札参加業者名簿に登録されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたもの。原本）を提出すること。

### (2) 提出部数

各1部

(3) 受付期間

告示日から令和8年4月9日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

受付時間は、午前8時45分から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 受付・提出先

鹿児島市山下町11番1号 鹿児島市児童相談所準備室(西別館2階)

(5) 提出方法

直接持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出することとし、どちらの方法においても提出期限必着とする。

(6) 参加資格確認通知

上記により提出を受けた書類に基づき、参加資格確認を行い、令和8年4月13日(月)までに参加の可否について通知する。

## 8 企画提案書の提出

本企画提案競技への参加決定通知を受けた者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書鑑(様式5)
- ② 提案書(※「8(6)提案書について」を参照)
- ③ ①～②の副本

(2) 提出部数

正本1部、副本10部、電子データ1式

(副本には、社名(略称を含む。)、住所、社章等の法人名が分かる記載をせず、鹿児島市が予め通知する企画提案競技参加依頼で指定するアルファベットの略称を用いること。)

(3) 提出期限

令和8年4月24日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

受付時間は、午前8時45分から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 提出先・提出方法

「7(4)受付・提出先」と同じ

(5) 提出方法

- ① 正本、副本  
「7(5)提出方法」と同じ
- ② 電子データ  
データはPDF形式とし、電子メールにて提出すること。

(6) 提案書について

① 提案書（任意様式）

ア A4判サイズとし、縦横は任意とする。A3判の使用も可とするが、サイズをA4判と合わせるよう折りたたむこと。

イ 表紙には、「鹿児島市児童相談所（仮称）什器等整備支援業務委託企画提案書」と記載し、宛名は「鹿児島市長」とすること。

ウ 文字のサイズは10.5ポイント以上とすること。ただし、図表中の文字についてはこの限りではない。また、多色刷り・両面印刷を可とする。

エ 書類はステープル留めをすること。（A4縦の場合は左2か所綴じ、A4横の場合は上2か所綴じ）

オ 副本には法人名および法人名を類推できるような表現（社名やマーク、ロゴを含む。）を記載しないこと。

② 企画提案内容

仕様書や「鹿児島市児童相談所（仮称）施設整備計画」を熟読の上、以下の項目について、すべて盛り込むこと。

項目	内容
業務の実施方針	・業務の目的や趣旨、実施にあたっての方針や基本的な考え方について記載すること。
児童相談所に関する提案	・多様な背景や特性をもつ相談者に配慮した空間コーディネート进行提案すること。 ・「相談室」の空間イメージについて、イラスト等を用いて提案すること。
一時保護所に関する提案	・多様な背景や特性をもつ一時保護児童に配慮した空間コーディネート进行提案すること。 ・生活空間として、温かみのある家庭的な雰囲気の創出方法を提案すること。 ・「幼児用居室（6人用）」の空間イメージについて、イラスト等を用いて提案すること。
事務室に関する提案	・職員が効率的に業務を進め、円滑に情報共有できるオフィス環境を提案すること。
業務遂行能力	・本業務における実施体制及び業務スケジュール ・担当職員の実績や資格等 ・類似業務の実績
見積総額及び積算内訳	・見積総額は、消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。 ・積算内訳は、項目ごとに単価等を記載すること。

(7) 施設平面図データの貸与

本企画提案競技への参加決定通知を受けた者で、提案書の作成にあたり、施設平面図データ（PDF）の貸与を希望する者は、貸与申請書兼誓約書（様式6）を提出すること。

9 質問の受付及び回答

本業務や企画提案競技に関する質問がある場合は、以下のとおりとする。

(1) 質問の方法

質問書（様式7）に記入し、電子メールで提出すること。提出後は電話で受信を確認すること。電話など口頭による照会及び質問書に質問者の会社名・所属・担当者名及び連絡先等の記入がない場合は回答しない。

(2) 受付期間

令和8年4月2日（木）午後4時30分まで

(3) 回答方法

(1)の質問内容とそれに対する回答は、質問を受け付けた日から概ね3日以内（土曜日、日曜日を除く。）に本市のホームページ上に掲載することとし、個別の回答は行わない。

10 プレゼンテーション

(1) 参加者

参加資格決定通知受領者（辞退者を除く） ※当日の説明者は3名以内とする。

(2) 日時・場所（予定）

令和8年5月12日（火）頃

鹿児島市役所内

※日時等の詳細は、別途通知する。

(3) 発表時間

20分（説明15分、質疑応答5分）

(4) プレゼンテーションの実施方法

- ① 法人名が分かる説明はしないこと。
- ② 提出した企画提案書の内容について行うこととし、新たな内容の追加は認めない。
- ③ 説明は、実際に業務の主担当となる予定の者が行うこと。
- ④ プレゼンテーション用のプロジェクター及びスクリーンは本市が準備する。ただし、パソコンは提案者が準備すること。

11 辞退について

参加申込書の提出後に本企画提案競技への参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を提出すること。

## 1.2 審査方法等

### (1) 審査方法

鹿児島市こども未来局における業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い選定する。

### (2) 評価基準

評価項目等	評価基準	評点
1 業務の実施方針		
業務の理解度、実施方針の妥当性	・業務の目的や内容への理解度が高く、市の計画等を踏まえた実施方針となっているか。	10点
2 企画提案内容		
児童相談所に関する提案内容	・児童相談所の役割や機能を踏まえた提案がなされているか。 ・来所する保護者や子どもの安全や心理面への配慮が具体的に提案されているか。 ・空間コーディネートの知識を十分に有しているか。	50点
一時保護所に関する提案内容	・一時保護所の施設としての特性及び役割や機能を踏まえた提案がなされているか。 ・一時保護児童の安全や心理面への配慮が具体的に提案されているか。 ・空間コーディネートの知識を十分に有しているか。	50点
事務室に関する提案内容	・職員が働きやすい環境となるよう具体的な提案がなされているか。	40点
3 業務遂行能力		
実施体制、経験・専門性のある担当者の配置	・業務を精度高く遂行するために必要な能力を有する担当者が適切に配置され、かつ適切な業務分担・スケジュールが組み立てられているか。	30点
4 見積総額及び積算内訳		
事業費	・見積は、提案内容に対して妥当で適切な積算がなされているか。	20点
評点総計		200点

### (3) 選定結果の通知

選定結果は、個別に通知する。なお、審査の経緯及び選定結果に対する異議は一切認めない。

### 1 3 契約の締結等

- (1) 選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号（随意契約）に基づき、本業務を委託する。
- (2) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

### 1 4 無効となる提案

- (1) 企画提案競技に参加する資格を認めていない者が行ったもの
- (2) 本実施要領に違反しているもの又は適合しないもの
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 企画提案書の見積総額及び積算内訳において「4 予算上限額（見積限度額）」に示した金額を上回る提案を行ったもの
- (5) その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

### 1 5 その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合は、参加資格を失う。
- (2) 提出書類の作成及び提出など、企画提案競技に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じる一切の責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加者は参加申込書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (7) 企画提案競技において虚偽又は不正があったと本市が認めた場合は、失格とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (8) 電子メール及び郵便等の通信事故については、本市はいかなる責任を負わない。

### 1 6 提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市こども未来局児童相談所準備室（西別館2階）

担 当 水流（ツル）

TEL 099-803-9533（直通）

E-mail jisoujunbi@city.kagoshima.lg.jp